社会福祉施設等に関する消防法令が改正されました!!

平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災(死者5名 負傷者7名)を受けて、社会福祉施設等に関する消防法令が改正されました。

1 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物として、275㎡未満の消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物が追加されました。

改正前

275㎡以上の(6)項ロ



改正後(平成27年4月1日以降)

- ・(6)項口(1)・(3)の全て
- ・(6) 項口(2)・(4)・(5) で、「介助がなければ避難できない者」(※1) を概ね8割以上入所させるもの全て



(6)項口(1)~(5)とは?

⇒(6)項口がその利用 対象者により分類整理 されました。(右表参照)

(6)項口	施設名称	利用者
(1)	老人短期入所施設、有料老人ホーム等(※2)	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設(※3)	障害者



※1「介助がなければ避難できない者」とは?

- ※2 避難が困難な要介護者を主として入所又は宿泊させるものに限る。
 ※3 避難が困難な障害者を主として入所させるものに限る。
- ⇒消防法施行規則第12条の3に規定された避難の際に介助が必要な者のことで、具体的には次のいずれかに該当する者をいいます。
- ・乳児又は幼児
- ・特定の認定調査項目(障害支援区分の認定に係る審査・判定の基準となる項目のうち火災発生時の 避難に関係する項目)に該当する者((6)項口(5)に規定する施設に入所する者にあっては、避難が困 難な障害者等に限る)

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直し

新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる275㎡未満の消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる施設について、「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」が見直されました。

改正前

275㎡以上の(6)項口 にのみ適用できる



改正後(平成27年4月1日以降)

- ・275㎡未満の(6)項口にも適用できるようになりました
- ・100㎡未満の小規模な施設に対する新たな規定が制定されました
- ・共同住宅の一部を(6)項口(当該部分は275㎡未満)として 利用する防火対象物に対する新たな規定が制定されました



「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」とは?

⇒消防法施行規則第12条の2に規定されている火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造のことであり、当該構造を有する施設はスプリンクラー設備の設置を要しないとされています。

自動火災報知設備の設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物として、300㎡未満の消防法施行令別 表第1 (6)項ハ(利用者を入居又は宿泊させるものに限ります。)に掲げる防火対象物が追加されま した。

改正前

300㎡以上の(6)項ハ



改正後(平成27年4月1日以降)

- ・(6)項ハ(利用者を入居又は宿泊させるものに限る。)の全て
- 上記以外の(6)項ハは300㎡以上
- ※ (6)項口に掲げる防火対象物は、従前から全ての防火対象物に義務つけられています。



(6)項ハとは?

⇒(6)項ハがその利用 対象者により分類整理 されました。(右表参

(6)項ハ	施設名称	利用者	
(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センター	高齢者	
(2)	更生施設	生活保護者	
(3)	助産施設、保育所、児童養護施設	児童	
(4)	児童発達支援センター	障害児	
(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設	障害者	

消防機関へ通報する火災報知設備の基準の見直し

消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、 自動火災報知設備の作動と連動して起動(以下「連動起動」といいます。)することが義務付けられました。

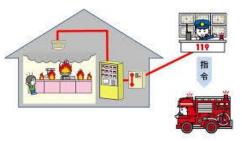
改正前

連動起動の義務なし



改正後(平成27年4月1日以降)

(6)項口の全てに連動起動の義務あり



※今回の改正により、消防法施行令別表第1(6)項口が存する建物 内に当該用途以外の用途が存している場合、建物全体の火災信号と 連動起動することが必要となりました。既に連動起動としている施設に あっても改修が必要となる可能性がありますので注意してください。



上記改正は全て平成27年4月1日に施行されました。

また、既存の防火対象物については、平成30年3月31日まで経過措置が設け られています。

これらについての詳細は、管轄の消防署までお問い合わせください。

管轄ごとのお問い合わせ先(括弧内が管轄)

熊本市消防局

〇 熊本市消防局予防部指導課 Ta 096-363-2249

○ 熊本市中央消防署(中央区※1) №096-364-2894

〇 熊本市南消防署(南区) 12096-212-0303

〇 熊本市北消防署(北区) Tel 096-327-2020

〇 熊本市東消防署(東区) Tel 096 - 367 - 6315

○ 熊本市益城西原消防署(益城町・西原村) №096-286-2298

○ 熊本市西消防署(西区・中央区※2) №096-353-5028

※1 中央区(西消防署の管轄を除く。) ※2 西区、中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)